農用地区域からの除外（農振除外）要件

◎農用地区域内の農地を農用地以外の用途で使用する場合は、除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。除外するには、優良農地の確保、地域の営農環境などに支障を及ぼさないなどの観点から、次の要件をすべて満たす必要があります。

【 農振除外の６要件 】

① 農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

- ● 地域の土地利用の状況からみて、不要不急の用途に供するものでなく、通常必要と認められる規模か？
- ● 農用地区域以外の地域において立地可能な土地がないか？

② 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ● 地域計画の区域内に含まれていないか？

③ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ● 周辺農用地の営農環境への支障は軽微か？
- ● 農地等の集団性を損なうものではないか？
- ● 土地利用上の混在は生じないか？

④ 担い手等、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。

- ● 大規模な除外により、安定的な営農に支障がないか？
- ● 経営する一団の農用地の集団化に支障を及ぼさないか？

⑤ 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

- ● 農業用用排水施設の分断や排水の阻害等のおそれがないか？

⑥ 農業生産基盤整備事業完了後８年を経過している土地であること

- ● 事業の実施中または事業実施完了公告後８年未満ではないか？

【 除外には、具体的な転用計画が必要です。】

農用地区域からの除外等手続きスケジュール
前期：事前相談受付（２月末締切）→申請書受付（３月末締切）→決定通知（９月）
後期：事前相談受付（８月末締切）→申請書受付（９月末締切）→決定通知（３月）